

パブリックコメント制度のQ & A

Q この制度の対象となるのはどのようなものですか。

A 県が決定する施策で、県民生活に深く関わり、それぞれの分野の指針となる計画や構想の策定などを対象としています。

なお、法令によって意見の聴取の手続き等が定められているものなどは、対象外とします。

Q 募集パンフレットや計画等の原案はどこへ行けば手に入れることができるのですか。

A 県ホームページで公表しているほか、次の場所などに備え付けています。

○県庁ふれあいセンター（万代庁舎1階）電話：088-621-2095

○県民センター

●各地域連携事務所（阿南、美波、美馬、三好）

※ほかにも、各市町村役場などに設置を依頼しております。

Q 意見はどうやって出したらいいのですか。

A 計画の原案などの策定過程で関連資料と併せて公表し、それを県庁ふれあいセンターなどに備え付けるとともに、県のホームページに掲載します。

（※公表する内容が相当量になる場合には、案等の概要と資料全体の入手方法を明らかにします。）

これらを基に、郵送やファクシミリ、電子メール（県ホームページでの入力フォーム）及び持参等で県民ふれあい課広報・広聴担当へ意見を提出していただくことになります。

Q 提出された意見をどのように検討し、公表するのですか。

A お寄せいただいたご意見について、それぞれ施策などに反映できるかどうかを検討の上、必要に応じて原案を修正しその内容を公表します。反映できなかった意見についてもその理由を整理し、県の考え方等と併せて公表します。その際、県の考え方等について、より理解を得るために、必要に応じて採用できなかった旨などを本人に通知するなど、手続きを工夫するように努めます。

なお、提出された意見については、県のホームページや県庁ふれあいセンターなどで、一定の期間、閲覧していただけます。